

尼崎市立総合センター運営審議会会議録

日時：平成 2 5 年 1 0 月 1 1 日（金）

午後 2 時 1 0 分から午後 3 時 1 6 分

場所：尼崎市役所 市議会棟 第 4 委員会室

出席（委員）川面委員、桑原委員、小谷委員、谷口委員、野村委員、久委員、福田委員、
前田委員

（行政）中浦市民協働局長、屋田人権担当部長、木村総合センター担当課長、
太田人権課長、宮崎総合センター担当課長補佐、福山総合センター担当課
長補佐、西田総合センター担当係長、辻本上ノ島総合センター所長、饗庭
神崎総合センター所長、中田水堂総合センター所長、山口塚口総合センタ
ー所長、牛丸園田東会館館長

1 開会

(1) 会議開会にあたっての報告

人権課長から、出席委員数 8 名で、尼崎市立総合センター運営審議会規則第 5 条第 1 項に基づ
き会議が成立している旨の報告を行う。

(2) 市民協働局長あいさつ

市民協働局長から、開会のあいさつを行う。

(3) 傍聴人について

会長より総合センター運営審議会会議公開の確認及び傍聴人の状況確認を行う。

事務局より、傍聴人 1 名の報告を行う。

2 議題

(1) 指定管理者導入にかかる総合センター管理運営方針（案）について

総合センター担当課長から資料 1 に基づき、指定管理者が実施する総合センターの管理運営に
かかる基本方針について説明。

<質疑応答・意見>

（委員）

指定管理者に行わせる業務内容のなかに施設の保守管理業務があるが、総合センターはいずれも
老朽化している。また総合センターは避難所でもあるが、耐震補強などは進んでいない。そうした
施設修繕のすべてを指定管理者の責任で行うことになると、運営そのものに支障を来とし、すぐに
行き詰ってしまうのではないか。

（総合センター担当課長）

日常的な業務において発生する軽微な修繕については指定管理者が行うことになるが、大規模な
修繕については市と協議を行い、修繕実施の際は指定管理者に負担を求めるのではなく、市が経費

を支出することになると考えている。

（人権担当部長）

避難所としての設備整備については、全市的な整備方針に基づき、学校を中心に順次進めているところであるが、総合センターを含む他の避難所施設についてもその方針に基づいて順次実施していくこととなる。

（会長）

他に意見もないようなので、この基本方針については概ね了承する。詳細については今後、指定管理者募集要綱等に規定することとなると思われるが、その内容については本審議会にも示してもらいたい。

(2) 新・総合センターの名称について

総合センター担当課長から資料2に基づき、指定管理者導入後の総合センターの名称について説明を行った。

<質疑応答・意見>

（会長）

今年12月の議会に指定管理者導入を可能とすること等を盛り込む条例改正を行う予定であるが、その際に条例に規定することとなる正式な新名称を決定する必要があることから、事務局から名称についての議題が提出されている。各委員の意見を求める。

（委員）

できれば横文字ではなく、日本語の適切な表現が望ましい。具体的に名称は浮かばないが、「名は体を表す」の言葉どおり、その名称を聞けば施設の性格がイメージでき、かつ親しみやすい名称がよいと考えるが、具体的な妙案が浮かばない状況である。

（総合センター担当課長）

今回変更する施設名は、条例に規定する正式な施設名称であり、親しみやすい愛称等については、各地域で協議して別途決めてもらえればよいと考えている。

（委員）

総合センターという名称は長年使用され、定着していると思われることから、総合センターのままでもよいのではないかと。耳慣れない名称は避けたほうがよいと考える。

（委員）

資料1に戻るが、職員体制にある「総括責任者」が所長の役割であると考えているが、同和問題をはじめとする人権啓発の推進は本来行政の責務であることから考えると、個人的には所長は市職員であるべきと考える。次に別紙の使用料減免基準案について、使用目的の内外によって減免の有無が分かれる形となっているが、総合センターの設置を初めとする地域改善事業の実施に際しては、周辺地域に比べ不当に低い土地等の評価であったにもかかわらず、地域の発展のために協力してきた経過がある。また地域内外住民とのコミュニティについても問題がある。こうした現状について、啓発もしていかなければならない。総合センター施設の目的内及び目的外利用の基準については、そうした実情等を踏まえたうえで示してもらいたい。指定管理者による管理運営について、今回基準が示されているが、これが「絵に描いた餅」で終わってしまうようなことはあってはならない。近年、市職員については、特に同和問題に関する認識が非常に低くなっているように感じる。前例や予算が乏しいなかであっても、知恵を絞り、地域と協議しながら進めていく必要があると考える。

こうした状況から考えると、総合センターの指定管理者を選定することについては様々な困難が予想される。別紙資料に選定委員会委員についての考え方があるが、具体的な案があるなら示して欲しい。また資料2に記載の施設名称については、今後はこれまで以上に「人権」や「人権文化」を広めていく必要があり、人権文化会館または人権啓発会館がよいと考える。なお今後の取り組みについては、本審議会の意見を反映させながら進めてもらいたい。

（会長）

富田林市の公共施設（人権関係ではない施設）指定管理者選定委員会に参画しているが、行政サイドにおいて指定管理者制度そのものに対する理解が乏しいように感じる。施設の管理運営については指定管理者に任せるが、基本的な責任は行政が負っており、指定管理者に任せっぱなしでは市の責任を果たしていることにはならない。指定管理者が定める施設の総括責任者の上に市が責任者として存在している。その点をしっかり理解していれば、市の責任のもとに、施設の管理運営を指定管理者が行い、その内容について密接に連携することによって市としての責任は果たせるものとする。先にあげた富田林市の例では、その点がおろそかになっていたという反省から、次年度からは毎年、選定委員会委員も参画して、指定管理者導入後の施設について評価を実施していくこととした。評価制度をどうするかという議論を含め、指定管理者との連携を軸とした運営といった内容について、次期の指定管理者募集要綱に盛り込んでいくことになると思われる。こうした内容については、次回以降の本審議会においても継続して議論していかなければならないと考えている。

また使用料の減免基準案については、今後一つひとつの事業について割り振っていく必要があることから、基準をより明確にしてもらいたいという要望があったが、今回提示された基準案の資料に基づき、誰が見ても納得できるような基準作りについても今後議論していくこととなると考える。

（委員）

これまでの総合センターの運営においては、地域コミュニティの中心として機能するような施設を目指してきた。（総合センターの今後のあり方に記載されている）総合的な人権啓発及び地域コミュニティの推進を図るという趣旨から、総合センターでよいのではないかと考えている。

（会長）

資料のなかに「地域総合センター」という名称があるが、ここでいう「地域」とは、地域コミュニティをより活性化させようという意図であると思われるが、総合センターの活動範囲については特定の地域だけではなく市域全体を包含している。より広範囲な地域コミュニティの活性化を目指す観点から「地域総合センター」という名称がふさわしいのではないかと考える。

（委員）

現在の施設名を含め、資料にある案では施設名の前に地域名を冠しているが、施設名の後に愛称などが続くほうが地域住民にとって親しみやすいのではないかと考える。地域名称がつくと、どうしても特定の地域対象の施設であるかのような印象を与えてしまう。例えば上ノ島総合センターの地域では、旧青少年会館に「のびのび」、旧老人福祉センターには「いきいき」といった愛称を付けていた経過があり、現在でも定着している。地域総合センターという名称になるのであれば、その後にそうした親しみのある愛称をつけるのがよい。

（総合センター担当課長）

総合センターという名称から、「何でも受け付ける窓口」といった印象を与えている感があり、所管である人権に関わりのない問い合わせがよく寄せられている現状がある。また施設を条例に規

定するにあたり、一定の範囲を想定できるようにする必要もあると思われる。

（委員）

総合センターという名称については、地域の環境改善を目的として、保健、教育など総合的に対策を行うという意味であると理解している。他の施設であれば、例えば大庄地域の公民館で考えると、これまで「大庄公民館稲葉荘分館」という名称であった公民館分館が地域移管され、現在では「稲葉荘地域学習館」となっている。総合センターの指定管理者募集は各総合センター毎に行うこととなっていることから考えても、地域名を冠することについてはさほど違和感がないのではないかと考える。

（委員）

かつての総合センターは、その名称が示すとおり、様々な部署が入っていて、手続きができた。地域に住んでいる立場から見ると、行政の都合で名称が変わっていくのか、とも思う。上ノ島の例で言えば、実際には総合センター周辺だけではなく、中学校区を含む広い地域が活動範囲となっており、総合センターの利用者についてもいろんな地域から来ている実情もある。こうしたことから、現在の「上ノ島」という名称を冠するのではなく、親しみの持てる名称を施設名の後に付けるのがよいと考える。

（会長）

これまでの意見をまとめると、「総合センター」「地域総合センター」「人権文化会館」が候補となっているように思われる。この中から賛成の多い名称を選び、本審議会の総意として選定したい。（挙手の結果、「地域総合センター」が多数）

では本審議会の総意として「地域総合センター」を選定し、愛称については各地域において別途選定するものとする。

（総合センター担当課長）

地域名称は地域総合センターの前に冠するのか、後に付するのかを確認したい。

（会長）

地域名称については「地域総合センター」の前に冠するほうがよいと考える。

(3) その他について

総合センター担当課長から、資料3に基づき、今後のスケジュールについて説明した。

<質疑応答・意見>

（会長）

具体的に指定管理者による管理運営が実施された後についても、管理運営に係る課題や問題点等について、本審議会において確認、評価等を行う必要があると考えている。また次回の審議会では募集要綱や選定委員会など、重要な内容が議題となると思われる。またこれまでと同様、地元地域への協議をしっかりと実施し、その内容についても本審議会に報告してもらいたい。今後、あり方に記載の内容が具体化していくため、委員の皆様には引き続きご協力をお願いする。

3 閉会